

四万十市家庭相談システム導入業務仕様書

1 業務名

四万十市家庭相談システム導入業務

2 業務の目的

こども家庭センターにおける、児童福祉機能と母子保健機能の連携を強化するため、両機能が共通して利用・管理ができ、全年齢の対象者の入力・抽出が可能な家庭相談システム（以下、「システム」という。）を導入し、各種業務の作業効率の向上及び個々の事例における支援強化を図るもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、履行期間中に、相談支援に係る現行の各種データをシステムに反映する業務を実施したうえで、システムの操作方法に関する職員研修を実施すること。

(1) 主な導入スケジュール（見込み）

- ・ 契約 令和8年9月上旬
- ・ 導入打ち合わせ 令和8年9月中旬
- ・ 本稼働及び職員研修 令和9年3月中

4 業務内容

(1) デスクトップパソコンの導入

クライアント端末 26 台中 5 台のデスクトップパソコンを本調達範囲とする。導入する端末は、有線 LAN でネットワーク接続でき、以下の動作環境に対応した端末を導入すること。なお、KVM ケーブル 5 台分についても本調達範囲とすること。

ア OS : Windows 11 Pro

イ CPU : Intel Core 5 以上

ウ メモリ : 16GB以上

エ SSD : 250GB以上

オ CAL : WindowsServer2025デバイスCAL

カ Office : Microsoft Office LTSC Standard 2024

キ ウイルス対策ソフト : トレンドマイクロ社ApexOne

- ・ ライセンスは本市にて保有しているものを利用する。
- ・ パターンファイルは庁内配信サーバーより自動配信される。
- ・ インストーラーは本市より事前に提供する。

(2) システムの導入

本市に設置済みのパソコン21台に加えて、4 (1) にて新規導入予定のデスクトップパソコン5台について、家庭相談支援に係るパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入および環境設定を行うこと。サーバーの導入に関しては、クラウド版・オンプレミス版のいずれかを選択し、「5 動作環境」において定める要件を満たし、かつ安定的な稼働を担保すること。

(3) カスタマイズ

本市が提示する仕様がパッケージシステムに対応していない場合、カスタマイズ等により対応すること。

(4) 住民基本台帳データとの連携

標準準拠システムに対応した、本市の住民基本台帳（以下、「住基」という。）データと連携すること。なお、これらの連携構築及び継続的な連携運用に必要な経費については本調達範囲内とし、追加費用が発生することなく構築できること。

連携に係る詳細なスケジュール及び方法については、受注者決定後発注者との協議にて決定する。

(5) データの移行

平成30年からシステム導入日までに相談を受け、かつ本市での管理歴がある対象者のデータ（Word、Excel、PDF、PNG等）について、住基データに紐づけし取込むこと。また、データ移行に必要な作業について、スケジュールに余裕を持って提案すること。

(6) クラウド方式による導入の際の接続経路構築

庁内ネットワークと導入するシステムの運用サーバー（庁外）との接続経路の構築に必要な経費については本調達範囲内とし、追加費用が発生することなく構築できること。なお、この経費を見積もるにあたっては、庁内既設機器及び設定を活用し効率的に経路構築を行うこととし、これに必要な情報提供はプロポーザル実施要領における質問書への回答をもって行うこととする。

(7) 操作研修の実施、操作説明書の提供

ア システム導入後、操作・運用のための研修を実施すること。

研修内容は以下の通り。

(ア) 職員向け操作研修 26名程度、1時間程度を2回

(イ) 管理者向け運用研修 8名程度、1時間程度を1回

イ 研修に使用するサーバー、端末及びネットワーク機器については、発注者と協議を行うこと。

(8) 保守対応・運用支援体制の構築

ハードおよびソフトウェアの保守は別途保守契約を締結するものとする。

保守契約期間は、システムを導入し稼働開始日が属する月の初日から令和9年3月31日までとし、以下の保守対応を行うこと。

- ア 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。
- イ ハード障害発生時及び発災時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ウ 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。
- エ システムの操作・運用の問合せに対して、的確に対応すること。
- オ 保守体制については役割等が明確になっており、保守員は契約業者であること。
また、導入及び保守支援においては市町村へのシステム導入について経験のある者を配置すること。

5 動作環境

本市のネットワークはマイナンバー利用系（基幹系）、LGWAN接続系、インターネット接続系に分かれており、各ネットワークに対応した端末を運用している。現在児童福祉部門はLGWAN接続系に、母子保健部門はマイナンバー利用系の端末のフォルダ内に相談記録を保存・管理している。また、インターネット系についてはRDS環境の構築によりLGWAN接続系端末から表示可能となっている。

システムの導入業務にあたっては、これらの環境を前提として職員が機能的に利用できるものとし、以下の動作環境に対応したものを導入すること。

(1) システムの動作要件

ア ブラウザ

Microsoft Edge、Google Chrome

イ ネットワーク

マイナンバー利用系（基幹系）ネットワークへの接続を可能とすること。

(2) ハードウェアの要件

ア クラウド版の提供をする場合

基本的な仕様は以下のとおりとする。

- (ア) データセンター側の回線は、ASP サービスで快適かつ機密性を確保した状態でシステムが稼働する帯域が確保されていること。
- (イ) 本システムのバックアップデータは、障害等に備えられていること。
- (ウ) クライアントパソコンのOS バージョンアップ等に対応できること。

- (エ) サーバーライセンス及びクライアントアクセスライセンス等、26 台の端末からシステムを使用できるように必要な CAL は本調達範囲とする。なお、クライアント端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく増設できること(クライアントアクセスライセンス、クライアント Office ライセンス費用は除く)。
- (オ) その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。
- (カ) システムの利用時間は、平日 8 時 30 分～17 時 15 分を基本的な利用時間とする。別途延長等は可能とする。

イ オンプレミス版の提供をする場合

サーバーは事業者において導入すること。また、次の要件を満たすこと。

- (ア) 下記の内容を満たした上で 5 年以上の運用に支障がないものであること。
 - ・ CPU : インテル Xeon プロセッサー E5-2630 v4 (2.20GHz) 以上の処理性能を有しており、本仕様書で想定するクライアント端末が同時に接続した場合も支障なく動作可能なものとする。また、採用する CPU については、耐用年数及び保守対応に問題がないメーカーのものとする。
 - ・ メモリ : 16GB 以上
 - ・ HDD : 500GB×2 本 (RAID1 方式による冗長構成とする)
 - ・ 寸法 : 19 インチサーバーラックの 2 U の高さに収まるものとし、奥行きは 80 センチメートル以内とする
- (イ) サーバーは自動運転とし、職員の作業が発生しないこと。
- (ウ) サーバー故障時はすみやかに現地にて修理対応が可能であること。
- (エ) 無停電電源装置 (UPS) を導入し、停電発生時にはサーバーを安全にシャットダウンし、通電開始時に自動的にサーバーが起動する設定を行うこと。
無停電電源装置の寸法はサーバーの仕様と同様とし、100V 電源を使用する。
- (オ) サーバーラックは本市保有の設備を利用するが、災害時等に備えてサーバーを固定する器具等は本調達範囲とすること。
- (カ) バックアップは自動取得するものとし、職員の作業が発生しないこと。
- (キ) クライアントパソコンの OS バージョンアップ等に対応できること。
- (ク) サーバーライセンス及びクライアントアクセスライセンス等、26 台の端末からシステムを使用できるように必要な CAL は本調達範囲とする。なお、クライアント端末増設の必要が発生した場合は、追加のアプリケーションライセンス費用が発生することなく増設できること(クライアントアクセスライセンス、クライアント Office ライセンス費用は除く)。
- (ケ) その他必要な関連機器については、過不足なく選定すること。

6 システムの基本仕様

本業務で導入するシステムの基本仕様は、「5 動作環境」を満たしたもののうち、別添「機能要件適合調査表」に示す各機能を備えたものとする。

7 成果品

本業務の成果品は、家庭相談システム及びこれに付随する一切の機器、資料等であり、市の指定する期日までに納品すること。なお、成果品の内容の詳細については別途協議のうえ、決定するものとする。

なお、現在予定している成果品は以下のとおりとする。

- (1) 家庭相談システムソフトウェア
- (2) 家庭相談システム操作マニュアル
- (3) 研修資料
- (4) 打合資料及び協議録

導入に関する仕様書一式及びこれが記録されたCD-RまたはDVD-Rを納品すること。

8 その他事項

- (1) 導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について本市と協議し、承認を得たうえで、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本市と行うこと。

- (2) 仕様変更

本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本市の承認を得ること。

- (3) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本市と受注者で協議すること。

- (4) 疑義が生じた場合

本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、本市と受注者で協議すること。